(7)　東京都品川区大崎１丁目19番13―2803号
熊谷　光正
(8)　東京都中野区本町５丁目47番２―502号
熊谷多岐子
(9)　神奈川県横浜市保土ケ谷区桜ケ丘二丁目21番７号
杉原　達二
(10)　神奈川県川崎市麻生区万福寺１丁目16番24―503号
沼里　貞子
(11)　岩手県盛岡市緑が丘三丁目29番４―101号
佐々木眞一
(12)　岩手県宮古市西ヶ丘四丁目５番２号西ヶ丘仮設住宅２棟２号
佐々木　徹
(13)　岩手県宮古市港町316番地１
篠田　シヲ
(14)　東京都中野区氷川町９番地
篠田　義昭
(15)　神奈川県横浜市瀬谷区中屋敷一丁目10番地７
鈴木　悟
(16)　岩手県宮古市光岸地２番７号
鈴木　**廣**一
(17)　京都府京田辺市河原平田13番地48
山内　三奈
(18)　神奈川県横浜市磯子区洋光台六丁目10番39―403号
田代　明
(19)　東京都葛飾区南水元４丁目４番14号ウィング金町111号
木村　保広
(20)　岩手県宮古市山口三丁目13番13―４号県営住宅
田中　司子
(21)　岩手県宮古市鍬ヶ崎上町57番地
永田　碩
(22)　岩手県宮古市鍬ヶ崎上町57番地
永田　篤
(23)　岩手県宮古市鍬ヶ崎上町57番地
永田　周康
(24)　岩手県宮古市鍬ヶ崎上町57番地
永田　卿子
(25)　岩手県宮古市鍬ヶ崎上町57番地
永田　妙子
(26)　岩手県宮古市鍬ヶ崎上町57番地
永田　ナカ
(27)　岩手県宮古市鍬ヶ崎上町57番地
永田　房子
(28)　岩手県宮古市鍬ヶ崎上町57番地
永田　眞子
(29)　宮城県大崎市古川中里四丁目１番15―603号アーク古川
小野崎美恵
(30)　埼玉県戸田市本町４丁目７番３号レオパレスパークサイド戸田209号室
根市　貴志
(31)　東京都荒川区東尾久１丁目17番３号志水方
畠山　学
(32)　神奈川県川崎市川崎区殿町３丁目22番14号弥生荘
濱崎　雅春
(33)　岩手県宮古市八木沢第６地割90番地県営住宅306号室
本田　徹
(34)　東京都中野区中野３丁目３番９号メゾンボヌール１―Ａ
松登　研一
(35)　沖縄県那覇市西１丁目18番16号カモミール西町601
中島　直子
(36)　神奈川県横浜市南区共進町２丁目52番地１コスモＡｏｉ蒔田201
皆川　久
(37)　東京都大田区東六郷一丁目15番12―307号
藤本佳奈子
(38)　福岡県福岡市博多区祇園町４番３―1010号
黒澤　至
(39)　岩手県下閉伊郡山田町大沢第７地割32番地
鈴木眞知子
(40)　東京都江戸川区本一色３丁目７番７号201
小林　敦
(41)　東京都大田区中央八丁目22番19号第一高山荘１Ｆエ号室
岡本　明弘
(42)　秋田県鹿角郡十和田町毛馬内字城ノ下69番地
朴　初子
(43)　岩手県盛岡市小杉山９番30号
柴田トシ子
(44)　岩手県宮古市鍬ケ崎第１地割字上町116番地
内山清三郎
(45)　岩手県宮古市鍬ケ崎第１地割字上町180番地
西尾　辰藏
(46)　山梨県韮崎市富士見２丁目14番３号コーポ英101号室
磯谷　幸治
(47)　静岡県静岡市清水区横砂857番地
深尾　サト
(48)　兵庫県神戸市林田区大橋町四丁目79番地
田中　ナミ
(49)　岩手県宮古市鍬ケ崎第１地割字上町207番地12
八重樫圭助
(50)　埼玉県さいたま市北区吉野町２丁目38番地
和山　忠朗
(51)　東京都江東区猿江２丁目16番23―626号
アフェアキ賀奈子
(52)　岩手県下閉伊郡宮古町鍬ケ崎下町14番戸
合資会社中喜商店
(53)　岩手県上閉伊郡遠野町379番戸
水上無盡合資会社

送付したが受領を拒まれた者
(1)　神奈川県三浦市白石町４番８号
白石　忠一
(2)　埼玉県所沢市大字上安松1258番地の25
間瀬　誠

2　通知の内容
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により、宮古都市計画事業鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙図書のとおり換地処分をします。
なお、当該通知は掲載を省略し、岩手県宮古市新川町２番１号の宮古市掲示板および岩手県宮古市鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業区域内54街区に掲示しています。

教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岩手県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

当せん金付証票法第６条第６項の規定に基づく再委託承認基準の公表

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第６条第６項の規定に基づき、当せん金付証票の発売等の事務の再委託承認基準を次のとおり定め、平成30年２月16日以降の当せん金付証票の発売等の事務について適用する。

平成30年２月16日

○全国自治宝くじ事務協議会会長
東京都知事　小池百合子
○東京都知事　小池百合子
○関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会会長
神奈川県知事　黒岩　祐治
○近畿宝くじ事務協議会会長
大阪府知事　松井　一郎
○西日本宝くじ事務協議会会長
福岡県知事　小川　洋
○栃木県知事　福田　富一

1　売りさばき及び当せん金品支払交付事務
(1)　事業者は、社会的、経済的信用があり、経営者としての資質に問題がある者でないこと。
(2)　当せん金付証票法の規定に違反し、又は罰則を受けていないこと。
(3)　事業者は、売場を開設するに当たって、所要の初期投資の負担が可能であり、かつ長期間にわたって宝くじの販売を継続する見込みがあること。
(4)　事業者のうち、宝くじを発売する都道府県及び指定都市（以下「発売団体」という。）が指定する宝くじの臨時販売のみを行う者は、(3)の規定にかかわらず、売場を開設するに当たって、所要の初期投資の負担が可能であること。